

事 務 連 絡
令和2年11月24日

各都道府県バス協会
専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指 雅啓

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標に係る対応について

平素は、当バス協会の運営につきまして格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記につきましては、令和2年7月10日付け事務連絡において事前にお知らせしておりましたが、バリアフリー法に基づく基本方針の現行目標が令和2年度で期限を迎えるため、国土交通省、日本バス協会、障害当事者団体等が参画する「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、令和3年度以降のバリアフリー整備目標の見直しについて昨年より議論を進めており、障害当事者団体等からは空港アクセスバスのバリアフリー化に対する強い要望を受けているところです。こうした議論の結果、11月18日に開催された「第11回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）」が取りまとめられ、11月20日に公表されたところです。

次期目標（令和3年度～7年度のおおむね5年間）の大きな変更点としては、

- ① ノンステップバスの導入率70%を80%に引き上げ。
- ② 空港アクセスバスについては、新たな目標として、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港【別紙参照】）へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。

であります。

※ ②については、令和2年7月10日付け事務連絡では「指定空港を含む主要な運行系統において、1日当たり1便以上をリフト付きバス又はスロープ付きバスで運行」とされておりましたが、内容が変更となったものです。

つきましては、傘下会員事業者にも周知いた度とともに、【別紙】の空港に乗入れている事業者には、次期目標期間（令和3年度～7年度）内に空港アクセス路線にリフ

ト付きバス等を導入する計画を立てるなどしていただきますようお願い申し上げます。

なお、リフト付きバス等、貸切バスについては、現行目標の数値が次期目標期間においても据え置かれることとなっております。

また、リフト付きの空港アクセスバスを導入する際の財政的支援については、国土交通省において、現行補助制度（地域公共交通確保維持改善事業等）に係る補助率の引き上げや、現行税制措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））に係る控除額の引き上げについて財政当局と折衝中とのことです。

その他の財政的支援については、交通エコロジー・モビリティ財団が行う「空港アクセスバス購入補助事業」（別添参照。補助対象：空港から共生社会ホストタウンの自治体に空港アクセスバスを運行する乗合バス事業者。補助率：車両価格の 6/10 以内（補助限度額 3,000 万円以内））という補助率の高いメニューがあるほか、地方財政措置（特別交付税）においても、リフト付きバス又はスロープ付きバス（適用除外認定車両（高速バス等））の導入に対して、国が補助する場合に措置されることになっております。

上記支援措置の活用により、リフト付きの空港アクセスバスの導入を促進していただきますようお願い申し上げます。

【バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標の最終とりまとめ公表資料】

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000260.html